

平成 26 年度第 1 回 大和市子ども・子育て会議基準等検討部会 会議録

日 時：平成 26 年 6 月 10 日（火）

午後 2 時～午後 4 時 13 分

場 所：保健福祉センター

1 階 検診室

欠席者：なし

傍聴者：3 名

1．開会

2．部会長あいさつ

みなさんこんにちは。本日は蒸し暑い中ありがとうございます。

国から示される情報がいろいろ変わっていますが、本日は第 1 回目の基準等検討部会ということで大事な内容となりますので、皆さんの意見を出し合って、会議を進められたらと思います。どうぞよろしくをお願いします。

3．議事

(1) 子ども・子育て支援新制度の概要と条例制定

部会長：(1)子ども・子育て支援新制度の概要と条例制定について、事務局より説明をお願いします。

事務局：子ども・子育て支援新制度と条例の位置づけについて、資料 1 により説明。

部会長：それでは、ただいまの説明において、ご意見等ありましたらお願いします。

委員：学童の基準に関しては、3 ページの上の表に位置づけられるのか。

事務局：この表の対象は就学前児童であり、学童の基準は 5 ページに該当します。

委員：認可外保育施設は新制度の範囲に入るのか。

事務局：新制度における公的給付の対象ではないものの、存在がなくなるわけではありません。現在、認定保育施設は認可保育施設へ、認定ではない認可外保育施設は小規模保育施設への移行が検討されていますが、移行しない施設は、市からの援助なしで保育料のみで経営していくこととなります。

委員：事業所内保育について、定員は定められないのか。

事務局：「定員」はありませんが、「地域枠」を定めることとなります。

委員：「認可」は設備基準等を書類上で事前にチェック、「確認」は運用の適切性を施行後にチェックをするということか。

事務局：認可でも書類チェックが基本ですが、現地確認にうかがうこともあります。

委員：教育・保育施設と地域型保育事業の利用について、保護者が選択できるのか。

事務局：基本的に選択可能です。保育を利用する場合は利用調整に行政が関わることとなります。

(2)(仮称)大和市家庭的保育事業等の設備及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
条例と規則の制定

部会長：(2)(仮称)大和市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準条例と規則の制定について、事務局より説明をお願いします。

事務局：基準について、資料2-1,2-2により説明。

部会長：それでは、ただいまの説明において、ご意見等ありましたらお願いします。

部会長：事業所内保育が5人で地域枠の1人がいない場合はどうするのか。

事務局：希望があった場合には、受け入れていただければ結構です。希望者がいない場合はそのままかまいません。

委員：小規模保育C型の2グループとは2か所ということか。

事務局：子どもを保育する家庭的保育者2グループが合体したイメージで、家庭的保育より少し大きな規模のものが想定されます。

委員：資料2-2 2ページ「一般原則」にある運営の内容を説明することというのは「運営協議会」などを組織するというようなことか。

事務局：具体的には示されていませんが、それも手法の一つとなり得ると思います。

委員：居宅訪問型保育には設備基準がないが、密室の中でのサービス提供になってしまいうリスクが避けられないと思うが、子どもが2人兄弟であれば2人の保育者が訪問すればよいということか。

事務局：基本的に訪問してのサービス提供なので、1対1が基本となります。また集団保育になじまないお子さんを対象に、通常は夜間を想定しているようです。

事務局：ここで事務局から、家庭的保育事業等についてご意見を伺いたい事項が4点ございます。まず1点目は「食事(官報15条)」「保育(25条)」についてです。行政としては、認可保育所における保育指針のように、家庭的保育等についても基準を設けたいと考えています、その一方で家庭的保育者が求めに応じられるかという懸念もあります。そこで保育所と同じレベルのものを家庭的保育者に求めることに対するご意見をお願いします。

委員：質を担保するにはハードルが高いが、国の基準に従ってよいと考える。

部会長：現実問題として、限られた保育士で対応できるか。

委員：家庭的保育事業があっても、そこに基準がなくては利用者が集まらないのではないか。同じ保育料であれば、きちんと計画をたてているところに子どもを預けようと思うのが親。最低基準はしっかり設けなければ事故の起きる可能性が高くなると思う。

委員：自分の子どもですら常に目が離せず、調理もままならないことを考えると、例えば食事のフォローする人材の設置などがあるといいのではないか。

事務局：通常これらの計画は、事業を始める前に作っておくべきものです。ただ食育等は市の栄養士から栄養指導等の連携は図られると思います。

部会長：保育者側の立場で考えるとかなり厳しいと感じる。いい案ではあるが基準を守ると保育者の負担が大きいように感じられる。

- 事務局 : 続いて2点目にお伺いしたい事項は「職員(官報23条)」の「市長が認める者」についてです。看護師、保健師の有資格者とすべきかご意見をお願いします。
- 委員 : 基準を高くして質を担保するか、基準を低くして量を確保するか、という議論になると思われるが、一定基準の質の担保が望ましいと考える。実地指導のような手立てをもつことも検討してはどうか。また無資格でも就業経験があれば、研修を課して補うなど経験値を考慮できないか。
- 事務局 : 続きまして3点目にお伺いしたい事項は「設備の基準(官報28条)」の「トイレ」を乳児用と幼児用それぞれに設けることに対するご意見をお願いします。
- 部会長 : 水周りはお金がかかる。この規模で新しく設備を設けられるのか。補助器具の類でもいいのではないか。
- 委員 : 子育て支援センターでも既存のものを工夫して使っている。小規模の施設に求めるのは厳しいと感じる。
- 事務局 : 同じ区画にあってもいいかと思っています。ただ国の基準では便所を分けなさいとされています。
- 委員 : 「分ける」のが、機能的か設備的か、きちんと確認されたい。
- 事務局 : 最後に4点目としてお伺いしたい事項は「職員(官報29条)」として、11時間の保育時間のうち、コアタイムとなる8時間については常勤の保育士としますが、早朝と夕方の3時間に配置する職員は、非常勤を配置することについてお考えをお聞かせいただきたい。
- 部会長 : 保護者的には常勤が良いとは思いますが、保育者の立場では負担がかかると思う。

(3)(仮称)大和市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準条例と規則の制定

- 部会長 : (3)(仮称)大和市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準条例と規則の制定について、事務局より説明をお願いします。
- 事務局 : 基準について、資料3-1, 3-2により説明。
- 部会長 : それでは、ただいまの説明において、ご意見等ありましたらお願いします。
- 委員 : 確認のタイミングは。
- 事務局 : 事業の開始時です。
- 委員 : 全ての事業について同じ基準で判断されるということか。
- 事務局 : 全ての事業と施設について、この基準が適用される予定です。
- 部会長 : 「参酌」とは、これから様子を見ていきながら条例で定めるということか。
- 事務局 : 参酌基準とは、市が条例を定める際、国の基準を検討の上、市が独自に定めることが許される基準です。
- 部会長 : このことに限らず、要望として、一度条例で決めたからといって、世の中の流れと共に、その都度基準を見直すことを考えて欲しいが、いかがか。
- 事務局 : 新制度後も、会議の場でお諮りしていきたいと考えている。
- 委員 : 条例改正は市議会を通すことと思うが、毎回子ども・子育て会議で考えるのか。

- 事務局： 条例には理念部分を規定する予定であり、具体的な数字は、規則で定める予定であるため、議会を経ず市長の判断で変えることが可能です。
- 委員： 条例改正はとてもハードルが高い。運用しながら変えていかない部分も多いと思うので、検討の余地を残すため規則に委ねる事も必要。とくに利用定員など。
- 事務局： 現在定員を超えても弾力的運用が許されていますが、例えば幼稚園において、定員超過が恒常的であれば定員見直しも必要となるかと思えます。
- 部会長： 監査などを役所が全てできるのか。
- 事務局： 監査項目がかなりの量になることは想定されます。会計士などが入っているようであれば、それに対応できるのではといわれています。
- 部会長： 学校法人だと、公認会計士などの監査。行政監査は5年に1度ほど。なかなか大変なことになると思うので、始める前に検討しておいたほうがよいのでは。
- 事務局： 現在監査をなささいという情報だけで、どのようになるのかは示されておりません。方法については、各自治体からも国へ問い合わせしているのが現状です。

(4) 大和市保育の実施に関する条例の改正等

- 部会長： (4)大和市保育の実施に関する条例の改正等について、事務局より説明をお願いします。
- 事務局： 基準について、資料4-1, 4-2, 4-3により説明。
- 部会長： それでは、ただいまの説明において、ご意見等ありましたらお願いします。
- 委員： 資料4-3についての意見。保育の必要性の事由に「求職活動」「就学」が追加されたことは現状に即しており評価できる。課題はこれらをどのように確認するか。「虐待・DVの恐れ」については新制度運営に伴い児童相談所等と連携する仕組みを作っていないといけない。また優先利用の「生計中心者の失業」についてもどのように判断をするのかについて議論することが必要。
- 部会長： 評価できる部分もあるが、罰則を設けてもその効果には疑問も感じる。
- 事務局： 電話連絡、家庭訪問等手を尽くした末に過料を課す予定です。

(5)(仮称)大和市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例と規則の制定

- 部会長： (5)(仮称)大和市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準条例と規則の制定について事務局より説明をお願いします。
- 事務局： 基準について、資料5-1, 5-2により説明。
- 部会長： それでは、ただいまの説明において、ご意見等ありましたらお願いします。
- 委員： 大和市の現状を鑑みると経過措置は必要と考える。公設クラブでは、低学年も受け入れきれない状況に対し、どのような対応を考えているか。
- 事務局： 厚労省令に最低基準の向上が謳われている以上、行政としては1.65平米の基準を最初から縮小することはせず、標準的なものとしてまず基準通りお示し、市民に対して意見をうかがい、そこから検討をしていこうと考えています。今

後の体制については、量の問題や学校施設の問題、補助の形態などが国から示されておらず、民間から協力をいただかないと成り立たない事業でもあるため、この会議での議論を踏まえて検討をしていきたいと考えています。

委員：定員を設けてはっさり切ってしまうと子どもが生活の基盤を失うことになってしまうため、子どもの人権を中心に据えた議論をしなければならない。

事務局：国では、子どもの対象を拡充させたものであり、全員の受入を義務付けるものではありません。市の財源などとのバランスを考慮しながら計画の中でも位置づけていきたいと考えています。

委員：現行の事業条例との関係性がわからない。

事務局：「運営規程を定めないといけない」とされている。民間も公設も同じ。ここで定めなければならないものが、条例で定められている。

(6) その他

部会長：(6)その他について、事務局から説明をお願いします。

事務局：意見公募手続きを、平成26年7月1日～31日に実施させていただき予定しております。なお広報やまと6月15日号に掲載予定でございます。

引き続きまして、次回子ども・子育て会議基準等検討部会の日程について、皆様にお諮りしたいと思いますがいかがでしょうか。

・ 第2回大和市子ども・子育て会議基準等検討は8月12日(火)14:00から、保健福祉センター1階検診室で開催

部会長：他に何かございますか。

委員：なし

部会長：以上をもちまして、本日の議事はすべて終了いたしました。

4. 閉会

職務代理よりあいさつ

ご苦勞様でした。普段なじみのない条例や基準等ではありますが、これで今後の大和市の子どもたちの生活や子育ての環境が変わっていくと思いますので、それぞれの立場で思ったことを述べていただき、より良い基準にしていけたらと思います。どうもありがとうございました。

以上